

鎌ケ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨・目的

「食品及び飲料の自動販売機並びに使用済み容器の回収ボックス」の設置及び運営ができる事業者（以下「借受人」という。）を公募型プロポーザルにより決定し、借受人との間に鎌ケ谷市施設内の自動販売機設置の市有財産一時貸付契約を締結することにより、施設の効用を高め、市民等への利便性の向上を図る。

第2 業務概要

- | | |
|--------|--|
| 1 業務名 | 市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置） |
| 2 貸付場所 | (1) 鎌ケ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」
(2) 鎌ケ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」
(1)の提案は必須とし、(2)の提案は任意とする。ただし、(2)の提案があった場合には、「鎌ケ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準」のとおり加点するものとする。 |
| 3 業務内容 | 別紙「鎌ケ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）仕様書」のとおり |
| 4 貸付期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

第3 契約金額（貸付料）

設置する自動販売機は、食品自動販売機を除いて、最低貸付料率を5%以上とする。

食品自動販売機については、最低貸付料率を0%以上とする。

なお、鎌ケ谷市行政財産使用料条例（昭和63年鎌ケ谷市条例第11号）に定める使用料については徴収しないこととする。

第4 プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

第5 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募期間	令和6年12月2日（月）から令和6年12月23日（月）まで
参加申込書受付締切	令和6年12月23日（月）
参加資格要件確認結果通知	令和6年12月25日（水）
質問書受付締切	令和6年12月9日（月）午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年12月16日（月）
企画提案書提出締切	令和7年1月10日（金）
書類審査	令和7年1月から令和7年2月の間に実施
審査結果通知	令和7年2月中
契約締結	令和7年3月中

第6 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- 1 鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
※鎌ヶ谷市入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、「第7 参加申込方法 1 参加申込書の提出 (1) 提出書類 No. 2」にある提出書類を提出することを要件とする。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - (1) 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- 3 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に

該当していないこと。

- 5 過去2年間において、自ら自動販売機を設置し、営業・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）の実績を有している者。

第7 参加申込方法

1 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

自動販売機設置運営事業について、過去2年間において、自動販売機設置運営事業の実績を有している者で、鎌ヶ谷市（以下「市」という。）と令和7年3月31日までの契約を行っており、提出日現在においても契約が継続している場合、No. 1にある「過去2年間に自動販売機設置運営事業を行った実績を証明する契約書等の写し」を省略することを認める。ただし、任意の様式等で、設置場所を報告すること。

No. 2の提出書類については、「第6 参加資格要件」のとおり、鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ提出するものとする。

(1) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	○参加申込書（様式第1号） ○過去2年間に自動販売機設置運営事業を行った実績を証明する契約書等の写し ※契約書（契約者が証明できる部分）及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要	1

2	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書） ○印鑑証明書 ○納税証明書（国税）直近年度のもの 「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」 ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（県税）直近年度のもの 「千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）」 ※千葉県内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（鎌ヶ谷市税）直近年度のもの 「法人市民税納税証明書」 ※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し 直近のもの 	1
	支配人登記している個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書） ○印鑑証明書 ○納税証明書（国税）直近年度のもの 「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）」 ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（県税）直近年度のもの 「千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）」 ※千葉県内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（鎌ヶ谷市税）直近年度のもの 「市県民税納税証明書」 ※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し 直近のもの 	1

支配人登記していない個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書 ○登記されていないことの証明書 ○納税証明書（国税）直近年度のもの 「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）」 ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（県税）直近年度のもの 「千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）」 ※千葉県内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○納税証明書（鎌ヶ谷市税）直近年度のもの 「市県民税納税証明書」 ※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る ※未納がないことを証明するものに限る ○財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し 直近のもの 	1
-----------------	--	---

※「登記事項証明書」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「登記されていないことの証明書」は、いずれも写し可とする。

- (2) 提出期限 令和6年12月23日（月）まで（持参の場合は、開庁日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、提出期限日までに必着のこと。）
- (3) 提出場所 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
鎌ヶ谷市役所総務企画部総務課人事室
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

2 参加資格の確認等

市は第6に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和6年12月25日（水）までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者のうち、参加を認められなかった者については、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第8 質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

1 質問

- (1) 提出書類 質問書（様式第3号）
- (2) 提出期限 令和6年12月9日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所 鎌ヶ谷市役所総務企画部総務課人事室
- (4) 提出方法 事務局メールアドレス宛の電子メールに添付すること。件名は【[参加者名]：市有財産一時貸付（食品等自動販売機設置）質問書】とする。やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、ファクシミリでの提出も可。電子メール又はファクシミリ送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うこと。

2 回答

- (1) 回答期限 令和6年12月16日（月）まで
- (2) 回答方法 市ホームページに掲載

第9 企画提案書の作成要領

第7の2において参加を認められた参加事業者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書（様式第2号）を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案内容については、次の事項とし、企画提案書に記載すること。

- (1) 設置する自動販売機の種類、機能等、サイズ及び台数貸付希望面積
ア 鎌ヶ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」については、4台の自動販売機を設置することとし、飲料自動販売機が2台、食品自動販売機が1台、残りの自動販売機については、食品、アイス、食品飲料複合型のいずれか1台とする。また、鎌ヶ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」については、1台から2台の自動販売機を設置することとし、飲料、食品飲料複合型、食品のいずれか1台から2台とする。なお、「展望喫茶室」への設置については、任意とする。ただし、「展望喫茶室」への設置の提案があつ

た場合には、「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準」のとおり加点するものとする。

- イ 使用済み容器回収ボックスの設置（台数等）についても提案すること。
- ウ 貸付希望面積には、機器の放熱余地、転倒防止器具等の付属設備及び使用済み容器回収ボックスを含む。

- (2) 主な販売予定商品（1台当たりの商品構成）、販売価格表、販売商品の入れ替え、販売商品の特徴
- (3) 管理体制
- (4) 環境への配慮
- (5) 災害時の対応
- (6) ユニバーサルデザインへの配慮
- (7) 貸付料率
- (8) 添付資料

ア 設置する自動販売機のカタログ

イ 配置図

ウ (1)のほか、パンフレット等の資料の提出も可

※審査・評価での公平性を確保するため、企画提案書及び添付資料については、業者名、業者ロゴ等はいれないように対応すること。

2 企画提案書作成上の留意事項

- (1) A3サイズの参考資料（図面等）がある場合は、A4サイズに折り込むこと。
- (2) 企画提案書は、所定の様式（様式第2号）を使用し、必要に応じて記入欄の追加等を行い簡潔に記載すること。
- (3) 提出のあった企画提案書の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがあること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年1月10日（金）まで（持参の場合は、開庁日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、提出期限日までに必着のこと。）
- (2) 提出場所 鎌ヶ谷市役所総務企画部総務課人事室
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数 10部

5 企画提案書の著作権の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

第10 評価方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 書類審査の実施

審査委員会において、提出された企画提案書を「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準」に基づき書類審査を行う。

(1) 実施方法

書類審査

(2) 実施時期及び実施場所

令和7年1月から令和7年2月の間に鎌ヶ谷市役所で実施

3 評価項目及び評価基準

「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準」のとおり

4 最低基準点

本プロポーザルの最低基準点は、合計点数100点×委員数6名×60%＝360点とする。合計点数100点については、独自性の提案があった場合の5点は含まないこととする。最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

5 契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された貸付料率が最も高かった者を契約候補者として選定する。貸付料率が同率の場合は、審査委員会の委員による決選投票を行い、票数が最も多かったものを契約候補者として選定する。委員による決選投票の票数が同じだった場合は、審査委員会の委員長が契約候補者を決するものとする。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

第11 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求められることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第12 審査結果の公表

1 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、鎌ヶ谷市役所総務課人事室窓口において閲覧に供するものとする。

2 公表内容

- (1) 業務名
- (2) 審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）
- (3) 契約候補者の選定理由
- (4) 参加業者数

3 公表内容に係る留意事項

- (1) 契約候補者以外の参加業者の名称は公表しない。
- (2) 契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記する。

第13 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

第 14 契約に関する基本的事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成し、随意契約の方法により契約を締結する。

第 15 その他留意事項

- 1 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- 2 提出された書類は返還しないものとする。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- 4 提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。
- 5 参加業者が 1 者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。
- 6 企画提案書については、参加業者 1 者につき 1 提案に限るものとする。
- 7 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 8 本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。
- 9 提出された企画提案書は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成 1 1 年鎌ヶ谷市条例第 3 号）に基づく情報開示請求の対象となる。

第 16 問い合わせ先（事務局）

鎌ヶ谷市役所総務企画部総務課人事室 担当 小高

電 話：047-445-1057

F A X：047-445-1400

E - m a i l：jin-kyuuyo@city.kamagaya.chiba.jp